

令和7年3月25日

小中学校長様

那覇市教育委員会
学校教育課長

学校において予防すべき感染症に係る出席停止の取扱いの一部変更について

これまで、学校保健安全法施行規則第18条で指定する「学校において予防すべき感染症」（インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く）に罹患した児童生徒については、出席を停止し、治癒後は医師による登校許可証明書の提出を受けて登校再開としておりましたが、同規則で定める第2種感染症の一部について、登校再開時に医師による登校許可証明書ではなく、保護者からの罹患報告書の提出を受けるものとします。

各感染症における出席停止期間基準及び罹患報告書については、別紙の通りですので、保護者に適切に周知のうえ取り扱いますようお願い申し上げます。

なお、これまで登校許可証明書が必要だった感染症のうち、下記の感染症以外につきましては、これまで通り登校許可証明書の提出が必要です。今回の取扱いの一部変更に伴い、登校許可証明書の様式も一部修正しておりますのでご確認ください。

記

1. 実施日 令和7年度より実施

2. 対象感染症

百日咳	麻疹（はしか）
風しん（三日はしか）	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
水痘（水ぼうそう）	咽頭結膜熱（プール熱）

3. 出席停止期間基準 別紙の通り

4. 様式

- ・罹患報告書
- ・登校許可証明書（R7～）

5. 保護者通知例

別紙の通り

担当：那覇市教育委員会 学校教育課
教育企画G 平良俊弥（内3506）

下記の出席停止期間の基準は、文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」より抜粋

	病 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準	登校再開時に 必要な書類
第 1 種	エボラ出血熱、ラッサ熱、 特定鳥インフルエンザ、 ジフテリア、ポリオ他	治療するまで	登校許可証明書 (医師による証明)
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬治療法 が終了するまで	罹患報告書 (保護者による報告)
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふく かぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過 するまで	インフルエンザ 経過報告書
	インフルエンザ(特定鳥 インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染 症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過する まで	証明書不要
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により 学校医その他の医師において 感染の恐れがないと 認められるまで	登校許可証明書 (医師による証明)
	結核	症状により 学校医その他の医師において 感染の恐れがないと 認められるまで(抗結核薬の予防投薬は出席停止に該当しない)	
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により 学校医その他の医師において 感染の恐れがないと 認められるまで	登校許可証明書 (医師による証明)
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ		
	腸チフス		
	細菌性赤痢		
	パラチフス		
	その他の感染症 (感染性胃腸炎、マイコプ ラズマ等)	発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、全身状態が良くなるまで	

※ 第1種感染症及び学校保健安全法施行規則第19条(出席停止の期間の基準)において「医師において」との基準が示されている感染症以外は、医師による病名診断ののち、同条で定める期間等を経過したことを保護者が報告するよう
取り扱う